

Ver 1.2

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	北海道コープさっぽろによる BDF を用いた CO2 削減宅配プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	生活協同組合コープさっぽろ 印

提出日 2010 年 11 月 30 日

受理日 2010 年 11 月 30 日


最終版提出日 2011 年 3 月 2 日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 1			
事業者名(フリガナ)	生活協同組合コープさっぽろ (セイカツキョウドウクミアイコープサッポロ)		
住所	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号		
代表者氏名	理事長 大見 英明	担当者氏名	吉田 洋一
担当者所属	経営企画本部	担当者役職	本部長
担当者 E-mail	y.yoshida@todock.jp	担当者電話番号	011-671-6620
プロジェクトでの役割	プロジェクトの全体管理・削減事業者		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) 2			
事業者名(フリガナ)	同上		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
プロジェクト参加者 3 4			
事業者名(フリガナ)	株式会社エコERC (カブシキカイシャエコエルク)		
住所	帯広市東 2 条南 29 丁目 2 番 6 号		
代表者氏名	為廣 正彦	担当者氏名	為廣 正彦
担当者所属		担当者役職	代表取締役社長
担当者 E-mail	Eco.erc@lilac.plala.or.jp	担当者電話番号	0155-49-6611
プロジェクトでの役割	BDF 製造者		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 5			
事業者名(フリガナ)	生活協同組合コープさっぽろ (セイカツキョウドウクミアイコープサッポロ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 6			
ダブルカウントの防止の措置 7			
ダブルカウントの 防止の措置を講ず る事業者	生活協同組合コープさっぽろ		

公的な報告・公表制度	<p>試行取引制度</p> <p>オフセット・クレジット（J-VER）の移転による排出削減量を、温室効果ガス排出量に上乗せして報告又は公表を行う。</p>
自主的な報告・公表対象	<p>自主行動計画</p> <p>ホームページ、環境報告書などにおいて、当該プロジェクトの内容及び当該プロジェクトから創出されるオフセット・クレジット（J-VER）の発行量及び移転量を明記する。</p>

- 1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- 2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- 3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- 4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- 5: オフセット・クレジット(J-VER) 取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- 6: オフセット・クレジット(J-VER) 口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- 7: オフセット・クレジット(J-VER) の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER) 制度利用約款を参照すること。

B : プロジェクト活動の概要

B.1 プロジェクト活動	項目
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 コープさっぽろでは組合員の家庭から集めた廃食用油、各店舗の店頭で回収している廃食用油を既存の商品流通網の帰り便（静脈物流）を使って回収し、コープさっぽろのエコセンターへ集めています。これらを BDF として燃料化し、コープさっぽろの商品宅配サービス（トドック）のトラック燃料として軽油に代替し使用しています。今回は、従来、各家庭から廃棄されていた廃食用油分を J-VER プロジェクトの対象として BDF 燃料化し、CO2 削減を図ることを目的とします。また、自ら集めた廃食用油が、トラックの燃料として再利用されていることを体感することによって、組合員の環境問題への意識を高めることも目的としています。</p> <p>【内容】 本事業は組合員の家庭から排出される廃食用油を廃棄物とせず有効活用することで CO2 を削減します。</p> <p>回収 各家庭への商品宅配サービス（トドック）の帰り便で回収した廃食用油、及び各店舗の店頭にて回収された廃食用油、店舗デリカ分から回収された廃食用油（ ）は、自社の商品物流網の静脈部を經由し、自ら建設した資源リサイクル拠点であるエコセンター（江別市）に集約されます。宅配サービス・商品物流網の静脈部を使うことで本事業に起因する新たな CO2 の排出をほとんどなく廃食用油を回収・燃料化できるような仕組みとなっています。</p> <p>製造工場への輸送 エコセンターへ集められた廃食用油は定期的エコ ERC のローリー車で帯広の BDF 精製プラントまで運ばれます。このローリー車も BDF を燃料としています。（当該 BDF の利用分は自家消費として扱います。）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>BDF製造と活用 運ばれた廃食用油は豊頃にあるエコ ERC の BDF 精製プラントにおいて精製され</p>

ます。BDF 精製プラントではボイラー燃料として BDF を使用することで CO₂ 排出を抑制しながら精製を実施しています。(当該 BDF の利用分は自家消費として扱います。)

精製された BDF は、再び BDF を車両燃料として使用しているエコ ERC のローリー車で、各宅配センターに設置された給油設備に運ばれます。(当該 BDF の利用分は自家消費として扱います。)



各宅配センターにおいて、給油設備から商品宅配サービス(トドック)のトラックに給油し、当該トラックによって組合員の家庭まで商品を宅配します。その際、再び各家庭から廃食用油を回収するという循環型の事業となっています。



廃食用油の回収

店舗での回収

店舗では組合員が持参し回収ボックスで回収し 500ml につき 3 ポイント(3 円)をコープさっぽろが組合員に付与します。回収量は 1 週間あたり約 3000 本になります。回収された廃食用油は、店舗デリカ分と併せて静脈物流でエコセンターに集められます。

商品宅配サービス(トドック)での回収

商品宅配サービス(トドック)の場合、組合員のお宅に商品を運んだ際に 500ml のペットボトルに入った廃食用油を預かり 1 本につき 3 円が次回商品購入時に値引きされます。回収量は 1 週間あたり約 11000 本になり、静脈物流でエコセンターへ集められます。上記 2 ルートで集められた廃食用油はエコセンターの貯蔵タンクに移されます。



B.1.2 プロジェクト実施前の状況

家庭からの廃食用油はほとんどの家庭では固めたり、新聞紙にしみこませたりして廃棄物となっていました。店舗デリカ分は回収業者が回収していました。

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

従来、軽油を使用していた宅配サービス(トドック)の自社配達トラック 450 台の内、2010 年 7 月現在 300 台のトラックで BDF100%を使用しています。これらの車両における、軽油から BDF への燃料代替によって CO₂ の削減を行います。

**B.2 採用
技術**

プロジェクトで使用する設備・機器等

(プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
車両(宅配回収)	いすず	-	-	組員からの回収に自社車両 450 台、委託車両 450 台の計約 900 台使用しており自社車両 450 台の内 300 台が BDF 活用車(その他は軽油使用)
車両(物流静脈)		-	-	店舗と宅配センターからエコセンターへの回収に約 400 台使用(これらはすべて軽油車両)
廃食用油貯蔵タンク		5 年	2008 年	エコセンターに設置
BDF 精製機	木村化工機	10 年	2007 年	エコ ERC 設置
ローリー車(廃食用油回収)	(株)更別企業からのリース	5 年	2000 年	廃食用油輸送用 BDF 使用車両
ローリー車(BDF を宅配センターへ輸送)	いすず	4 年	2009 年	BDF 輸送用 BDF 使用車両
給油施設	タツノメカトロニクス	5 年	2008 年	各宅配センターに設置

B : プロジェクト活動の概要							
B.4 プロジェクト期間 1	2009年6月1日 ~ 2013年3月31日 (3年10ヶ月)						
B.5 クレジット期間 2	2009年6月1日 ~ 2013年3月31日 2011年4月1日 ~ 2013年3月31日						
B.6 想定排出削減量 3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2		284	502	502	502	1,004
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元						
	補助金額 (申請額含む)	円					
	補助金の用途						
	補助対象年月日	年 月 日 ~ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。)					
B.9 他制度への申請 4	申請の有無 (いずれかに)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)	試行排出量取引スキーム					
備考	<p>プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与えうる現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造設備の故障により BDF の供給に支障をきたすリスクがあるため、日常の点検整備の徹底によって軽減措置とする。 ・ BDF 使用車両の整備不良により BDF の活用が不可になるリスクがあるため、日常の点検整備の徹底によって軽減措置とする。 						

1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

- 2:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。
- 3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
- 4:国内クレジット制度や海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性	C.1.1 ポジティブ リストの番号	No. E. <u>004 Ver. 5.0</u>
	条 件	説 明 1
	C.1.2 条件1	コープさっぽろが使用するバイオディーゼル燃料の原料は、各家庭、及び店舗から回収される廃食用油であり、プロジェクトがない場合にはエネルギー利用されておらず、国内で発生した、主に植物性の廃食用油である。
	C.1.3 条件2	コープさっぽろが使用するバイオディーゼル燃料の精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。(水酸化カリウムをアルカリ触媒として使用している)
	C.1.4 条件3	本事業は、従来、宅配車両において使用されていた軽油に代替しバイオディーゼル燃料を車両燃料としている。
	C.1.5 条件4	コープさっぽろが使用するバイオディーゼル燃料は、エコ ERC によって精製されており、その品質は「(全国バイオディーゼル燃料利用推進)協議会モニタリング規格」を満たしている。
	C.1.6 条件5	バイオディーゼル燃料を使用するコープさっぽろの車両は、すべてバイオディーゼル 100%使用車両として車検を取得したものである。さらに、自己の責任において当該燃料種類に応じた適切な車両等の管理を実施している。
C.2 適用方法 論	方法論番号	JEAM <u>E004 Ver. 5.0</u>
	方法論名称	廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない											
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない											
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ (BLS)	C.4.1 BLSの特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>宅配サービス(トドック)において廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料が利用されず、バイオディーゼル燃料を利用予定の車両等でこれまでと同じ種類の化石燃料(軽油)が使用される。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p>										
	C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <p>該当なし</p>										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p>										
C.6 備考		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p>										

1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所を明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p>			
			該当しない	該当する
	1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	具体的に:
	2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	具体的に:
	3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	具体的に:
	4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	具体的に:
	5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	具体的に:
	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	具体的に:
	7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	具体的に:
	8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	具体的に:
9	消防法		<input checked="" type="checkbox"/> 具体的に: コープさっぽろは各センターで少量危険物取扱所届出済。 エコ ERC もボイラー設置届出済	
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>該当なし</p>			
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>該当なし</p>			